

## 建設業法の改正に伴う小山市建設工事請負契約約款の改正について

### 1 趣旨

「建設業の働き方改革の促進」、「建設現場の生産性の向上」、「持続可能な事業確保」を目的とした、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）の施行に伴い、令和2年10月1日に建設業法施行令が改正されます。

それに対応するため、中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正されたことから、本市においても、小山市建設工事請負契約約款について改正を行うものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 工事現場に設置する者及びその通知について

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたところ、この者を設置する場合はこの者の名前を発注者に通知する。（第11条関係）

#### (2) 著しく短い工期の禁止について

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした。（第22条関係（新設））

#### (3) その他

第22条を新設したことによる条ずれを改める。（第23条以降）

### 3 適用年月日

令和2（2020）年10月1日以降に締結する契約から適用する。